

Jan 2017
No. 86

とちぎ法人会だより



◆発行所 公益社団法人 栃木法人会
◆発行人 会長 金子康法
◆編集 広報委員長 小田垣 俊郎

〒328-0053 栃木市片柳町2-1-46(栃木商工会議所会館4F)
TEL (0282)24-3500 FAX (0282)24-3288

CONTENTS

- 第5回通常総会開催……………②
- 平成29・30年度役員名簿……………③
- 栃木税務署長挨拶 / 栃木税務署幹部職員 / ……④
- 法人税・消費税の決算申告説明会のご案内……………⑤
- 講演の集い / 法人会全国女性フォーラム……………⑥
- 各地区会活動……………⑦
- 平成29年度税制改正のあらまし 法人税関係……………⑧
- 税理士会コーナー……………⑩
- 新会員のご紹介 / 会社名、代表者、所在地、資本金等変更……………⑪
- のご連絡について / 会員の皆様へ会費口座振替のお礼……………⑫
- 税務署からのおしらせ 国税庁「税務行政の……………⑫
- 将来像」～スマート化を目指して～

第5回 通常総会開催



平成29年6月13日（火）栃木市内において会員111名（委任状1,727名）及び来賓多数のもと第5回通常総会が開催された。

報告事項として

①平成29年度 事業計画並びに収支予算報告について

②平成30年度 税制改正提言書について

報告があり、引き続き議案の審議に入った。

第1号議案 平成28年度事業報告承認の件

第2号議案 平成28年度収支決算報告承認の件について、原案のとおり承認可決された。

第3号議案 任期満了に伴う理事・監事選任の件について、原案のとおり承認可決された。

議事終了後、栃木税務署長より法人会活動を通じて、税務行政の推進、納税思想の高揚に貢献された方に対し感謝状が贈呈された。続いて、会員増強運動、福利厚生制度の推進に功績のあった関係機関、地区会、個人に対し感謝状が贈呈された。

尚、総会議案資料については、ホームページの情報公開欄に掲載しています。



金子会長



福地税務署長



小峰税理士会栃木支部長

平成28年度功労者へ感謝状の贈呈

法人会に功労のあった役員及び会員増強、福利厚生制度の推進の功績のあった関係機関、地区会、個人に対し金子会長及び小倉厚生委員長より感謝状が贈呈された。

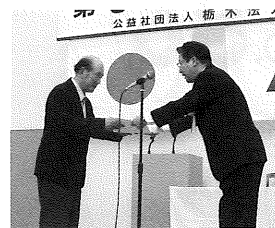
<栃木税務署長感謝状>

（敬称略）

（公社）栃木法人会女性部会

藤岡地区会 田村 守男

石橋地区会 大山 英雄



<会員加入勸奨功労者>

- ・(株)山中組 山中 史朗
- ・(株)板橋組 齊藤 純夫
- ・北日本ガス(株) 山本 勝
- ・(株)ヤマイチ 山本 郁夫
- ・(有)小貫会計事務所 小貫 信夫
- ・(有)野木造花葬儀社 木村 光男
- ・(株)栃木銀行 栃木西支店・栃木北支店
・小山支店・小山東支店
・石橋支店・小金井支店
・野木支店
- ・(株)足利銀行 栃木支店・小山支店
- ・栃木信用金庫 本店営業部・駅前支店
・西支店・川原田支店・東支店
・箱森支店・思川支店・間々田支店
- ・足利小山信用金庫 小山営業部・間々田支店
・城南支店・栗宮支店
・栃木卸センター支店
・小金井支店

<本会の育成発展に功績のあった地区会>

- ・会員増強純増達成 ・野木地区会・岩舟地区会
- ・高加入率維持 ・石橋地区会

<福利厚生制度表彰>

- ・大型保障制度 新規獲得率 第1位 岩舟地区会
法人加入率 第1位 壬生地区会
- ・がん保険制度 加入件数率 第1位 都賀地区会
- ・大同生命保険(株) 日出 文子・稲葉 耕士
- ・A I U損害保険(株)代理店 (株)ウィズ
・(株)企業保険サポート
- ・アフラック代理店 足利不動産(株)・松本 浩昭
（順不同・敬称略）



平成29・30年度 役員名簿

平成29年6月13日現在

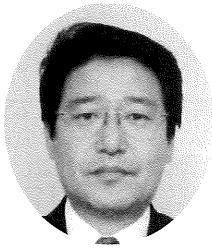
役職	氏名	法人名	地区会
会長	金子 康法	明和コンピュータシステム㈱	小山
副会長	小田垣 俊郎	北関酒造(株)	栃木
副会長	小林 勝夫	藤成測量(株)	藤岡
副会長	高山 忠則	(株)高山春吉商店	石橋
副会長	石崎 義夫	北関東油研(株)	大平
副会長	江田 俊夫	(株)江田工業	下野
副会長	菅野 弘	(株)すが野	壬生
副会長	小倉 久緒	やまこ産業(株)	岩舟
副会長	眞瀬 薫正	(有)シャディンセイ	野木
副会長	野原 正衛	野原産業(株)	都賀
副会長	早乙女 正	(株)ソウケン	西方
副会長	山中 史朗	(株)山中組	小山
専務理事	片柳 正光	(公社)栃木法人会	—
常任理事	笠原 孝之	(株)アサヒドー	栃木
常任理事	大木 和	(株)大木組	栃木
常任理事	伏木 昌人	栃木信用金庫	栃木
常任理事	石川 俊之	足利小山信用金庫	小山
常任理事	横田 学	(株)ヒタチ設備	小山
常任理事	土屋 祐子	土屋電機(株)	小山
常任理事	鯉沼 志津男	(株)鯉沼工務店	藤岡
常任理事	高山 和典	(株)大栄不動産	石橋
常任理事	植原 和信	大坂屋運送(株)	大平
常任理事	小林 一則	(有)成林興測	下野
常任理事	高田 弘	(株)桐野屋	壬生
常任理事	小林 雄一	(有)大平工業所	岩舟
常任理事	長谷川 弘	(株)長谷川工業	野木
常任理事	大栗 秀雄	厚木屋産業(株)	都賀
常任理事	飯沼 邦章	(株)飯沼	西方
常任理事	中澤 剛	新日本産業(株)	青年部会長
常任理事	佐山 和江	(資)佐山商店	女性部会長
理事	若菜 秀夫	(株)アスワン	栃木
理事	小野口 美治	小野口商事(株)	栃木
理事	膝附 武男	ひざつき製菓(株)	栃木
理事	佐山 謙三	(株)佐山	栃木
理事	渡邊 嘉一	ワタレイ(株)	栃木
理事	松本 稔	松金化学工業(株)	栃木
理事	茂呂 章	金朝商事(株)	栃木
理事	長澤 厚史	(株)ナガサワ	栃木
理事	三井 恵子	(有)バリュウー銀星	小山
理事	滝沢 洋子	(株)小山補償設計	小山

役職	氏名	法人名	地区会
理事	河内 悦子	石河ベアリング機械器具㈱	小山
理事	松本 修一	(有)美田自動車整備工場	小山
理事	齊藤 純夫	(株)板橋組	小山
理事	籠谷 貴徳	(有)コスモストラベル	小山
理事	酒井 一則	(有)たび倶楽部	藤岡
理事	竹澤 榮治	(株)竹沢精機	藤岡
理事	山本 郁夫	(株)ヤマイチ	石橋
理事	高木 敏明	岩通マニュファクチャリング㈱	石橋
理事	保坂 和幸	(有)三和保坂瓦店	石橋
理事	松本 政則	(株)松本工務店	大平
理事	上杉 昌弘	日冷工業(株)	大平
理事	小林 栄光	(有)正栄ファッション	下野
理事	上野 賢治	(有)川中子住建	下野
理事	毛塚 安彦	(株)ヤマケ	壬生
理事	手塚 光一	(有)へいせい堂	壬生
理事	茂木 宏之	(有)三晶工業	壬生
理事	鈴木 仁	(有)鈴木法商店	壬生
理事	上野 太造	上野鉄工(有)	岩舟
理事	新井 正二	(株)ビルテックス	岩舟
理事	針谷 修	(有)針谷工務店	野木
理事	山中 敏正	(株)乃木鈴建設産業	野木
理事	大阿久 昭	(有)大阿久精工	都賀
理事	渡邊 浩一	(株)渡辺清作商店	都賀
理事	飯沼 徹典	飯沼銘醸(株)	西方

監事	嶋田 完治	シマダ(株)	栃木
監事	日向野 薫	(有)日向野洋蘭園	小山
監事	伊藤 彰彦	伊藤工業(有)	壬生
監事	中村 嘉和	中村嘉和税理士事務所	—

顧問	白澤 正弘	白沢電気(株)	元会長
顧問	小峰 儀則	関東信越税理士会栃木支部	支部長
相談役	佐藤 雅一	(有)佐藤アルミ工業	元副会長
相談役	河田 公美	(有)大平食品	元副会長
相談役	高山 功	(株)高山商事	元副会長
相談役	針谷 寅夫	(株)ハリヤ	元副会長
相談役	青木 良一	青木ソバ粉(株)	元副会長
相談役	田村 守男	(株)田村工業	元副会長
相談役	大山 英雄	(有)大山電装	元副会長

(敬称略：順不同)



ごあいさつ

栃木税務署長 福地 武司

本年度も栃木税務署の署長としてお世話になります福地でございます。引き続きよろしくお願いたします。

公益社団法人栃木法人会の皆様方には、日頃より税務行政に対する、深いご理解と多大なご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、多年にわたり、税知識の普及や納税道義の高揚並びに、地域社会への貢献活動などを推進されるとともに、組織拡充にも努められ大きな発展を続けてこられました。

これらのことは、金子会長をはじめ、役員の皆様方並びに会員の皆様方のご尽力のたまものであり、深く敬意を表する次第でございます。

さて、税務を取り巻く環境を見ても平成31年10月には、消費税率の10%への引上げと消費税の軽減税率制度が導入されます。国税当局としましては、納税者の皆様が、自ら適正な申告・納付ができるよう、制度の円滑な実施に向けた周知・広報、相談対応等に着実に取り組んでいくこととしております。

貴法人会におかれましても、会員の皆様が同制度を十分に理解していただけるよう、説明会の開催などのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

また、平成28年分の所得税確定申告書に記載することが義務付けられるなど、本格導入されました、社会保障・税番号制度につきましては、貴法人会には、制度の着実な定着及び円滑な実施に向けた周知・広報にご協力いただきましたことに対しまして、お礼申し上げます、併せて同制度のスムーズな定着にもご協力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人栃木法人会の益々のご発展と会員各企業のご繁栄を心より祈念申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

栃木税務署幹部職員

役職名	氏名	備考
署長	福地 武司	
副署長(総担)	石澤 聖志	
副署長(法担)	二瓶 克美	新任
総務課長	高橋 敏道	新任
課長補佐	川島 京子	新任
総務係長	板垣 悟	
会計係長	市勢 和敏	

役職名	氏名	備考
特官(法人)	生井 義二	
特官(法人)	橋本 芳美	新任
法人1統括	粕谷 俊則	新任
法人1総括	松本 勝	新任
法人2統括	相馬 優	
法人3統括	石川 克己	
法人4統括	古澤 繁	新任
審理専門官(法人)	野澤 一臣	新任

法人税・消費税の決算申告説明会のご案内

日時	会場	問い合わせ先	対象地区
9月26日(火) 10:00~12:00	栃木県立県南体育館 小山市外城371-1	小山商工会議所 TEL0285-22-0253	小山市 野木町
9月26日(火) 14:00~16:00	下野市商工会館 下野市柴897-10	下野市商工会 TEL0285-44-0202	下野市 壬生町
9月27日(水) 10:00~12:00	岩舟町商工会館 栃木市岩舟町静5133-1	岩舟町商工会 TEL0282-55-4307	栃木市岩舟町 栃木市藤岡町 栃木市大平町
9月27日(水) 14:00~16:00	栃木商工会議所会館 栃木市片柳町2-1-46	栃木商工会議所 TEL0282-23-3131	栃木市 栃木市都賀町 栃木市西方町

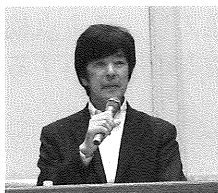
※栃木商工会議所は、北側駐車場を御利用下さい。

※県南体育館(小山市)はスリッパが常備されていませんので、必ずご持参ください。

【お問い合わせ先】 栃木税務署 TEL0282-22-1805 (法人課税第一部門直通)
 (公社) 栃木法人会 TEL0282-24-3500

7月14日(金)開催 講演の集い

「講演の集いに参加して」



7月14日、小山グランドホテルにて(株)ジャパネットたかたの創業者の高田明様の講演会が開催されました。500名以上の参加者で会場が満員となりました。江田委員長の進行で金子会長の挨拶に続き、高田様の熱意あふれる貴重な体験談を聞くことができました。自らの体験に裏打ちされた数々のエピソードには強い説得力があります。誰にでも分かりやすい言葉で、商品の魅力を伝え、それがお客様の幸せな生活や家族団欒につながるように誠意を込めた生き方が良くわかりました。例え失敗したことで、必ず次に繋げるポジティブ思考、今を大事にし、過去にとらわれない生き方に感銘を受けました。長崎のカメラ店での体験から、ビデオカメラやパソコンなど幅広い家電商品を独自の展開でラジオ、テレビ、ネット販売へと進めていった歩みは創意工夫とチャレンジ精神の結果です。業界の常識や既存概念にしばられず、高齢者や子育て中のお母さんを手助けする発想と実践が強く支持されている源泉です。終始、笑顔を絶やさずに語り掛け、笑いと感動を聴講された皆様と共感できましたことに深く感謝申し上げます。

高田様の『伝えることから始めよう』東洋経済新報社刊をお薦めします。最後に野原副会長が閉会の挨拶。公開講演会が盛大に開催できましたこと、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。



法人会全国女性フォーラム

第12回「法人会全国女性フォーラム」鹿児島大会が4月7日(金)、鹿児島県鹿児島市の城山観光ホテルにて全国から法人会女性部400会会員約1,640名の参加のもと開催されました。

大会宣言の中に、私たち女性部会は税のオピニオンリーダーである法人会の一員として、租税教育など税の啓発活動や地域・社会に貢献する活動に日々積極的に取り組んでいます。大会キャッチフレーズ「輝け女性！その風は南から」を掲げられました。

株式会社国際協力銀行の林 信光様による「明日の社会と税金を語る～霞が関からワシントンまで～」の記念講演を拝聴致しました。

栃木法人会女性部も、宣言通りの活動をしています。特に国税庁のご後援を得ている税の啓発活動である絵はがきコンクールにおきましては、全法連女連協会長賞を受賞致しました。

他県の方々との交流の場もあり雨の鹿児島大会でしたが栃木法人会女性部3名で参加致しました。



税に関する 平成28年度 絵はがきコンクール

全法連女連協会長賞 受賞作品

<p>東京都 荻草 法人会</p> <p>台東区立霞が丘小学校 6年生 齋藤 玲花 さん</p>	<p>千葉県 船橋 法人会</p> <p>船橋市立海神小学校 6年生 吉岡 權 さん</p>	<p>栃木県 栃木 法人会</p> <p>小山市立小山第一小学校 6年生 白石 瑛大 さん</p>
<p>北海道 釧路 法人会</p> <p>函館市立深根小学校 5年生 今泉 杏音 さん</p>	<p>岩手県 久慈 法人会</p> <p>久慈市立久慈小学校 6年生 脇澤 優心 さん</p>	

各地区会活動

栃木 地区会講演会を開催

去る1月24日（火）、栃木グランドホテルにて、新春講演会を開催しました。

当日は2部構成で最初に、栃木税務署副署長の鈴木貴之様に税務雑感のテーマで、続いて、(株)野村総合研究所の佐々木雅也氏から、消費税増税と日本経済の行方とのテーマで講演していただきました。



小山 税務研修会を開催 ～税制改正について～

去る5月25日（木）、小山地区会では平成29年度第5回地区総会が小山グランドホテルで開催されました。会場には多くの会員が集い、各議案は満場一致で可決されました。

総会前には恒例となった税務研修会が開催され、栃木税務署上席国税調査官の松島様より、平成29年度の税制改正についてご教授いただきました。



藤岡 税務講習会開催

藤岡地区会では5月26日の地区総会後に、松島育江上席調査官を講師にお迎えし、自主点検チェックシートと消費税軽減税率制度に関する税務講習会を開催しました。

コンプライアンスの重要性が増すなか、チェックシートに基づいた自主点検の必要性と、平成31年度に導入される軽減税率制度について、資料を交えながらわかりやすく説明していただき、大変有意義な講習会となりました。



石橋 地区総会・ 税務研修会開催

去る5月25日、石橋商工会アイリスホールにて平成29年度地区総会を開催しました。

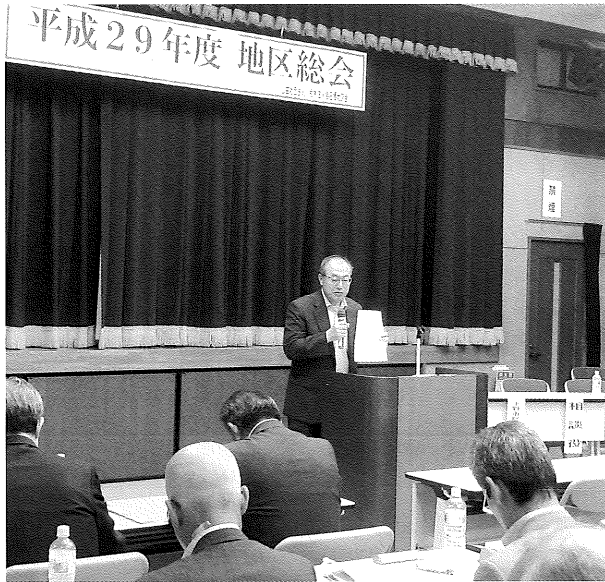
本年は役員任期満了の年にあたり役員の大改選が行われました。大山英雄地区会長の退任に伴い、新地区会長に高山忠則氏（株）高山春吉商店）、副地区会長に高山和典氏（株）大栄不動産・新任）、山本郁夫氏（株）ヤマイチ・新任）がそれぞれ就任されました。

総会終了後、栃木税務署法人課税第1部門中川上席調査官による「自主点検チェックシートと消費税」をテーマとして税務研修会を開催し決算期における注意点等について講義をいただきました。

研修会終了後の懇親会では、退任された大山会長に対して、長年の功績に感謝の意を込めてささやかながら花束の贈呈が行われました。

また、本年度も女性部では社会貢献事業の一環として毎月1回公園や河川敷の清掃活動を実施し地域の環境美化に寄与しております。

石橋地区会では、本年も公益的な事業を積極的に推進してまいりますので関係各位のご協力をよろしくお願い致します。



大平 特別講演会を開催

毎年恒例となっている特別講演会を3月22日に開催。今回のテーマは「税務・経営」。講師に「税理士/成功社長支援コンサルタント」の富永英里氏をお招きし、企業経営における経済動向や、税務調査に関する講演をして頂いた。

特に、税務調査に関する事例を分かりやすく説明して頂き、参加者の方も参考になったと満足していました。



下野 税務研修会開催

去る5月15日、下野地区会の総会が行われ、総会終了後、税務署担当官を講師にお招きし税務研修会を開催しました。

昨年ほどの大きな法律改正はないものの、適正な申告・納税は企業経営の原点であり、重要な事と認識しているため、参加者の皆さんも講師の説明に真剣に耳を傾けていた。

やる気のある会員さんが多い下野地区会では、今年度、引き続き税務研修に力を入れて行くつもりです。



壬生 租税教室を開催

去る6月20日（火）壬生町立稲葉小学校と21日（水）壬生町立藤井小学校において、青年部による租税教室が6年生を対象に開催されました。

開催にあたり事前に各講師でスムーズに進めるための話し合いをし、練習会も開きました。実際の租税教室では練習の成果が上がり、スムーズにかつ活発的な授業の展開が行えました。子ども達の反応もよく、真剣に話を聞いていました。毎年開いている租税教室ですが子ども達も講師達も満足できる内容になるように来年も租税教室を続けていきたいと思えます。



藤井小学校

岩舟 労務セミナーの開催



5月11日総会終了後、講師に印南労務管理事務所社会保険労務士の印南信夫氏を招聘し、「知って得する 知らないと損する助成金」と題し、数ある助成金の中から事業所において関わりのある助成金制度について講演をいただきました。

野木 税務研修会を開催

去る5月18日、野木地区会総会が多数のご来賓ご臨席の下、開催されました。

総会終了後の税務研修会では、栃木税務署館野上席による「自主点検チェックシートと消費税について」と題して研修が行われ、参加した会員の方々は熱心に聴講し実のある研修会となりました。

今後も有意義な研修会を開催し、税知識の習得と納税意識の高揚に努めてまいります。

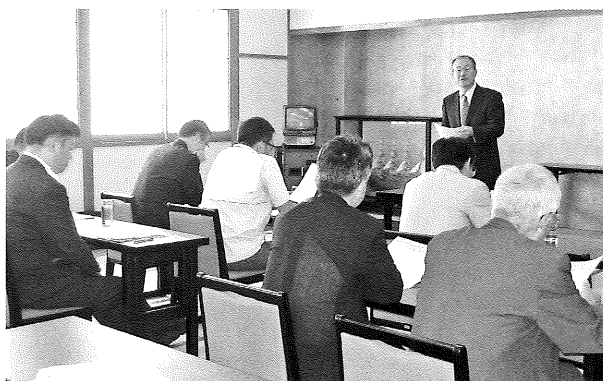


都賀 地区総会・講習会を開催



都賀地区会では、4月27日（木）午後1時30分から都賀町商工会館において平成29年度地区総会を開催し、全議案意義なく承認された。総会終了後、「改正税制等について」と題し講習会を開催した。講師は、税理士の青木保則先生に依頼した。会員の皆さん、熱心に聴講されておりました。

西方 税務研修会開催



西方地区会では5月11日（木）稲安において通常総会を開催し、提出された全議案が満場一致で可決承認されました。

総会終了後には栃木税務署の中川上席官を講師に迎え、「自主点検チェックシートの活用と消費税について」と題し、税務研修会を実施しました。

I 法人税関係

1 中小企業経営強化税制の創設と中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等の生産性向上につながる設備投資を支援するため、取得等をした機械装置等が「生産性向上設備（A 類型）」や「収益力強化設備（B 類型）」に該当する場合に適用できる中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、器具備品と建物附属設備を対象設備に追加した中小企業経営強化税制が新たに創設されます。同税制の適用には、中小企業等経営強化法の認定が必要となります。

また、機械装置等の対象設備を取得等をした場合に適用できる中小企業投資促進税制の適用期限が 2 年間延長されます。ただし、器具備品は、中小企業投資促進税制の対象設備から除外されます。

中小企業経営強化税制の概要

類型	生産性向上設備 (A 類型)	収益力強化設備 (B 類型)
要件	① 中小企業等経営強化法の認定 ② 生産性が旧モデル比年平均1%以上向上	① 中小企業等経営強化法の認定 ② 投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置（160 万円以上、販売開始 10 年以内） ・測定工具・検査工具（30 万円以上、販売開始5年以内） ・器具備品（30 万円以上、販売開始6年以内） ・建物附属設備（60 万円以上、販売開始14年以内） ・ソフトウェア（70 万円以上、販売開始5年以内） 	
確認者	工業会等	経済産業局
税制措置	即時償却又は7%税額控除（資本金 3000 万円以下もしくは個人事業主は 10%）の選択適用	

中小企業投資促進税制の概要

対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置（1台160万円以上） ・測定工具及び検査工具（1台120万円以上又はその事業年度で1台30万円以上かつ複数合計120万円以上） ・一定のソフトウェア（一の取得価額が70万円以上又はその事業年度の複数合計70万円以上） ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象）
税制措置	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主、資本金3000万円以下の中小企業30%特別償却又は7%税額控除の選択適用 ・資本金3000万円超の中小企業30%特別償却

適用時期

平成29年度4月1日から平成31年3月31日までに取得等をして事業に供した場合に適用されます。

2 中小企業者等に係る法人税の軽減税率の延長

中小企業者等（所得金額が年間800万円以下）の法人税率19%を15%に軽減する特例の適用期限が2年間延長されます。

適用時期

平成31年3月31日まで適用期限が延長されます。

3 中小企業向け租税特別措置の停止措置

大企業並みの多額の所得を得ながら中小法人課税の対象となっている企業が存在することを踏まえ、過去3事業年度の平均所得金額が15億円を超える事業年度について、中小企業向けの租税特別措置の適用が停止されます。

主な中小企業向け租税特別措置

- ① 中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）
- ② 中小企業等の貸倒引当金の特例
- ③ 中小企業者等に係る法人税の軽減税率（税率19%→15%）
- ④ 中小企業投資促進税制
- ⑤ 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入制度の特例 等

（※）なお、③～⑤については、平成31年3月31日以前に適用期限を迎えますが、今後の税制改正で適用期限が延長された場合、該当する企業は、租税特別措置の適用が停止されます。

適用時期

平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用が停止されます。

研究開発税制の概要

- 【総額型】
- ① 税額控除率は試験研究費の増減に応じ6～14%の範囲で変動（中小法人12～17%）。
 - ② 控除限度額は法人税額の25%（一般試験研究費）。中小法人は10%上乗せ（増加率5%超の場合）。※
また、試験研究費が平均売上金額の10%超の場合は0～10%上乗せ。※
（※）高水準型との選択適用
 - ③ 対象となる試験研究は、従来の要件に加え、データ等を分析・活用する新たなサービス開発を追加。
- 【増加型】：廃止
【高水準型】：2年間延長

税理士会コーナー

配偶者控除等の改正

今回から当コーナーを担当します税理士の田村浩です。税に関する話題を面白可笑しくお届けしたいと思います。

今回は平成29年度税制改正の中から配偶者控除等の改正を取り上げます。これは今年の税制改正の目玉でしたが、制度の廃止とか、「夫婦控除」の創設とか、紆余屈折の末たどり着いた結論は制度の見直しでした。改正のポイントは次の通りです。

(マスコミの解説によく使われる夫はサラリーマン、妻はパート勤務あるいは専業主婦との例で説明します)

◎従来は夫の所得にかかわらず妻の所得に応じて配偶者控除等の適用が受けられましたが、平成30年分からは夫の所得により配偶者控除等の金額が異なります。もし、夫の所得が1,000万円(給与収入ベースでは1,120万円)を超えると配偶者控除等の適用は一切ありません。

◎配偶者控除の適用を受けるためには妻のパート収入が103万円以下である点に変更ありません。

◎配偶者特別控除については妻のパート収入が150万円までは配偶者控除と同額の控除が受けられることになりました。

参考までに配偶者控除について見てみると以下ようになります。

・夫の所得900万円以下	控除額38万円
・夫の所得900万円超 950万円以下	控除額26万円
・夫の所得950万円超 1,000万円以下	控除額13万円
・夫の所得1,000万円超	控除の適用なし

妻が70歳以上の場合は、控除額を上から順に48万円、32万円、16万円と読み替えてください。

平成28年9月に公表された国税庁の民間給与実態統計調査によると、給与所得が1,000万円を超える人の割合は全体で4.3%(男性6.8%、女性0.8%)とのことですから、大多数のサラリーマンには、むしろ配偶者特別控除の拡充の恩恵の方がおおきいでしょう。

注意する点の一つ。サラリーマンで他に所得がある人の場合です。例えば給与所得700万円+不動産所得400万円の人の合計所得は1,100万円となり、1,000万円を超えてしまうので、もし年末調整で配偶者控除等の適用を受けていても確定申告では配偶者控除等は適用できないこととなります。

副収入のある方は十分ご注意を。

新会員の紹介

〈平成28年12月～平成29年7月〉

ご加入ありがとうございます

地区会	会社名	住所	代表者名
栃木	(有) 高久 砕石	千塚町1031	高久 武男
〃	F A S E T (株)	今泉町2-6-16	増山 和彦
〃	(株) エイチエフ	菌部町1-11-4	前橋 克則
〃	(有) 日野 設備管工	万町29-22	日野 隆司
〃	(有) I E プランニング	田村町926-1	長 孝至
〃	(有) 宇賀 神油店	木野地町177	宇賀神正男
〃	中谷 産業 (有)	日ノ出町14-2	中谷 和行
〃	(有) 野中 製作所	大宮町2344-5	野中 征二
〃	(有) 寿司 処すし幸	大町17-25	山口 幸二
〃	(株) C r i - K a i	宮町55-1	栗原 崇典
小山	栃北関東燃焼器具サービスセンター	横倉661-2	庄司 廣志
〃	東昭ガス工業(有)	渋井779-107	本多 昭
〃	和工業(株)	栗宮499-91	大鷲 宏安
〃	(有) 紫園	立木1156	植竹 春彦
〃	(有) らいふがーでん大澤	立木1795-1	大澤 洸治
〃	(株) I G I	松沼1131-3	稲葉 浩章

地区会	会社名	住所	代表者名
小山	(有) 飯泉 保険事務所	立木934-1 ベイシア小峠	上野 貴弘
〃	(有) アシスト	城東1-17-2	山崎 悦子
藤岡	(有) 茂呂 電気工事	緑川357-2	茂呂 政美
〃	タテノ産業(株)	大前125 プラザコート1202	館野 智則
石橋	(株) GarageKIComplete	下古山2968-1	石川 一也
〃	たかはし肉店	石橋419-9	高橋 恵一
大平	マルヨシぶどう園	西山田2543	杉田 政三
下野	(株) 川島 機械店	中川島4-1	柳田 昌彦
〃	(有) 桜花 建設	国分寺510	近藤 勲偉
壬生	そば処うえの	壬生丁258-20	上野 文子
〃	たけぞう農園直売所	安塚789-60	中川 武彦
〃	藤 企 画	おもちゃのまち2-12-12	古谷 好弘
〃	(有) G r o u p s	安塚1992-1	三村 朋之
野木	(有) トモヌマ電機工事	友沼5904-19	大友 敏明
〃	(有) 木村 石匠	潤島800-94	木村 徳幸
西方	ヒロモーターワークス(有)	本郷332	牧野 浩文

(宗)→宗教法人・(学)→学校法人・(同)→合同会社

※当会ホームページ、機関誌による情報公開に同意された方を掲載しました。

会社名、代表者、所在地、資本金等 変更のご連絡について

会社名、代表者、所在地、資本金等の変更がありましたら、**法人会事務局**までご連絡ください。

TEL 0282-24-3500
FAX 0282-24-3288



変更届書

(公社)栃木法人会事務局 行

ふりがな	-----		
法人名	(〃 - -)		
所在地	-----		
ふりがな	-----		
代表者名	----- (印)		
次の事項について変更があったので通知します。			
変更事項	変更前	変更後	変更年月日
<input type="checkbox"/> 法人名			
<input type="checkbox"/> 所在地			
<input type="checkbox"/> 代表者名			
<input type="checkbox"/> T E L			
<input type="checkbox"/> F A X			
<input type="checkbox"/> 資本金			
<input type="checkbox"/> その他			

◎ 会員の皆様へ 会費口座振替のお礼 ◎

会費の口座振替をご利用の皆様には、6月27日(火)にご指定の口座から引き落としをさせていただきました。厚くお礼申し上げます。

なお、口座振替設定のお済でない方は、

事務局 (0282-24-3500)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

環境の変化

◇ICT・AIの進展

近年、ICTやデータ活用技術が著しく進展している。

◇マイナンバー制度の導入

マイナンバー制度が導入されるとともに、マイナポータル^(注)の本格運用が予定されている。

◇経済取引のグローバル化

近年、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、経済社会がますますグローバル化している。

◇定員の減少と申告の増加

厳しい行財政事情により国税職員の定員が減少傾向にある一方、所得税申告件数や法人数等が増加している。

◇調査・徴収の複雑・困難化

国際的な租税回避への対応や富裕層に対する適正課税の確保、大口・悪質事案への対応のために、マンパワーを重点的に投入していく必要がある。

将来像

◇ICT・AIやマイナポータルを活用し、納税者の利便性の向上を図るとともに、課税・徴収事務を効率化・高度化して、事務運営の最適化を進める。それにより、納税者の信頼を確保する。

その際、ICTへの対応に困難を感じる方に配慮するとともに、納税者に信頼されるよう、情報セキュリティを十分に確保する。

◇調査・徴収の複雑・困難化などの環境の変化に適切に対応するため、定員の計画的な確保を図った上で、全体として効率的な資源配分に努め、重点課題（国際的租税回避への対応、富裕層に対する適正課税の確保、大口・悪質事案への対応）への的確な取組を通じて、適正・公平な課税・徴収の実現を図る。

◇「税務行政の将来像」の実現に向け、インフラである情報システムの高度化を進める。

◇内部事務や納税者への行政指導事務については、集中処理による効率化に努める。

◇申告・納付のデジタル化の推進に当たっては、地方公共団体等との連携を進めるとともに、e-Taxの利用促進や租税教育の推進、税知識の普及などに関して、税理士会や関係民間団体との連携・協力を強化していく。また、国際的租税回避への対応に当たっては、外国税務当局との連携を強化していく。

(注)マイナポータル：マイナンバー制度の導入に合わせて新たに構築された国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。平成29年1月より運用を開始。平成29年秋頃に本格運用開始予定。

将来像【納税者の利便性の向上】

カスタマイズ型の情報の配信

- ◇マイナポータルを通じて、納税者個々のニーズにあった税情報をタイムリーに配信
 - (例)・不動産を売却した方に対する申告案内
 - ・災害発生時に適用可能な税の減免制度のお知らせ

税務相談の自動化

- ◇メールやチャットなど多様なチャネルによる相談・回答
- ◇AIを活用した相談内容の分析と最適な回答の自動表示

申告・納付のデジタル化の推進

- ◇確定申告や年末調整に係る情報のマイナポータルへの表示による手続の電子化
 - (例)生命保険料データ、確定申告の医療通知データ等
- ◇行政機関間のバックオフィス連携^(注1)による手続の簡素化(添付書類の削減)
- ◇国と地方への電子的提出のワンストップ化
- ◇電子納税等の推進
 - (例)・複数口座からのダイレクト納付^(注2)
 - ・自動現金領収システムの導入

納税者の利便性の向上

申告から納付までの税務手続を抜本的にデジタル化し、税務署に向かず、スムーズかつスピーディに手続が完了する環境の構築

(注1)バックオフィス連携：地方公共団体を含む各行政機関が保有する情報を行政機関間でやり取りすること。
(注2)ダイレクト納付：税務署へ事前に預貯金口座の届出をすれば、インターネットバンキングを利用しなくても、e-Taxを経由して、即時又は納税者が指定した期日に口座からの振替により納付ができる電子納税の仕組み。

将来像【課税・徴収の効率化・高度化】

申告内容の自動チェック

- ◇申告内容と財産所有情報等との自動チェックによる申告漏れ等の迅速な把握
- ◇不動産取引事例などの各種情報の自動収集による路線価・株価等の自由評定と申告財産の評価額との自動チェック

軽微な誤りのオフサイト^(注1)処理

- ◇是正が必要な誤り事項等の納税者への自動連絡
- ◇AIを活用したコールセンターの機能強化
 - (例)・応答実績の自動作成と分析
 - ・効果の高いコールリスト^(注2)の自動作成

調査・徴収でのAI活用

- AIを活用したシステムによる
 - ◇精緻な調査必要度判定、納税者への最適な接触方法と要調査項目の提示
 - ◇納付能力の判定、優先着手滞納事案の選定及び滞納状況等に応じた滞納整理方針の提示
 - ◇滞納者情報と国内外の財産情報等との自動マッチングによる差押財産等の迅速な把握

課税・徴収の効率化・高度化

インテリジェント化による事務運営の最適化と重点課題への的確な取組

(注1)オフサイト：現場から離れた場所の意。本資料においては、納税者等に手紙・電子メール等による接触を図ること。
(注2)コールリスト：電話により接触を行う対象者を示した一覧。